

令和5年4月1日からの広陵町立体育館使用料の改定のご案内

問 スポーツ振興課 ☎ (55) 4414

広陵町立体育館の維持管理に要する経費は、皆さまの使用料と町民の皆さまが納める税金で賅われています。しかし、現在の使用料では、「利用する人」と「利用しない人」との負担割合にあまり差がなく、多くを皆さまが納める税金で負担しなければ運営ができないのが現状です。

つきましては、以下のとおり、令和5年4月1日より、広陵町立体育館の使用料の改定をさせていただきます。利用者の方にはご負担をおかけすることとなりますが、皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

広陵町内に住所を有する者、在勤及び在学する者など		広陵町内に住所を有する／中学生以下の者（土曜日除く）・65歳以上の者・身体障害者手帳などの交付を受けている者など		
広陵中央体育館				
	1時間当たり		1時間当たり	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
アリーナ (全面)	800円 【緩和措置期間】	1,200円	600円	
アリーナ (半面)	400円 【緩和措置期間】	600円	300円	
格技場	500円		250円	
会議室	200円		100円	
卓球室	1台200円		1台100円	
広陵東体育館／広陵西体育館／広陵北体育館／真美ヶ丘体育館／【アリーナ】				
	1時間当たり		1時間当たり	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
アリーナ	400円 【緩和措置期間】	600円	300円	
真美ヶ丘体育館【会議室】【和室】				
	1時間当たり		1時間当たり	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
会議室	200円		100円	
和室	150円		75円	

- ・各体育館アリーナの使用料については、負担軽減策として令和5年度の1年間を緩和措置期間とします。
- ・町内に住所を有する65歳以上の者又は所属するグループについては、使用料を1/2とします。
- ・身体障害者福祉法などによる手帳の交付を受けている者又は所属するグループについては、使用料を1/2とします。
- ・町内に住所を有する0歳から5歳までの子どもに対する運動を通じた支援事業を行うために使用するときには無料とします。